

平成 21 年

第 4 回市議会定例会 議案第 22 号

函館市学校給食共同調理場条例の一部改正について

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 12 月 2 日提出

函館市長 西尾正範

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

函館市学校給食共同調理場条例（昭和 48 年函館市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中

「函館市戸井学校給食共同調理場 函館市浜町 759 番地 1
函館市恵山学校給食共同調理場 函館市女那川町 171 番地
函館市南茅部学校給食共同調理場 函館市尾札部町 1618 番地
函館市あさひ小学校親子学校給食共同調理場 函館市大森町 6 番 11 号
「函館市あさひ小学校親子学校給食共同調理場 函館市大森町 6 番 11 号」に、
「函館市北中学校親子学校給食共同調理場 函館市山の手 3 丁目 58 番 1 号」を
「函館市北中学校親子学校給食共同調理場 函館市山の手 3 丁目 58 番 1 号
函館市榎法華中学校親子学校給食共同調理場 函館市新兵町 151 番地 1」

改める。

別表中

「

函館市戸井学校給食共同調理場	函館市立戸井幼稚園 函館市立戸井西小学校 函館市立日新小学校 函館市立潮光中学校 函館市立日新中学校
函館市恵山学校給食共同調理場	函館市立えさん小学校 函館市立榎法華小学校 函館市立恵山中学校

	函館市立椴法華中学校	を
函館市南茅部学校給食共同調理場	函館市立木直小学校 函館市立磨光小学校 函館市立臼尻小学校 函館市立大船小学校 函館市立尾札部中学校 函館市立臼尻中学校	
函館市あさひ小学校親子学校給食共同調理場	函館市立あさひ小学校 函館市立弥生小学校 函館市立青柳小学校	

函館市あさひ小学校親子学校給食共同調理場	函館市立あさひ小学校 函館市立弥生小学校 函館市立青柳小学校	に、
----------------------	--------------------------------------	----

函館市旭岡小学校親子学校給食共同調理場	函館市立旭岡小学校 函館市立上湯川小学校	を
---------------------	-------------------------	---

函館市旭岡小学校親子学校給食共同調理場	函館市立旭岡小学校 函館市立上湯川小学校 函館市立東小学校	に、
---------------------	-------------------------------------	----

函館市石崎小学校親子学校給食共同調理場	函館市立石崎小学校 函館市立東小学校 函館市立銭亀沢中学校	を
---------------------	-------------------------------------	---

函館市石崎小学校親子学校給食共同調理場	函館市立石崎小学校 函館市立戸井西小学校 函館市立銭亀沢中学校 函館市立潮光中学校 函館市立戸井幼稚園	に、
---------------------	---	----

函館市北中学校親子学校給食共同調理場	函館市立北中学校 函館市立赤川中学校	を
--------------------	-----------------------	---

函館市北中学校親子学校給食共同調理場	函館市立北中学校 函館市立赤川中学校
函館市榎法華中学校親子学校給食共同調理場	函館市立榎法華中学校 函館市立日新小学校 函館市立えさん小学校 函館市立榎法華小学校 函館市立木直小学校 函館市立磨光小学校 函館市立白尻小学校 函館市立大船小学校 函館市立日新中学校 函館市立恵山中学校 函館市立尾札部中学校 函館市立白尻中学校

改める。

附 則

この条例は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

榎法華中学校に親子学校給食共同調理場を設置し，函館市戸井学校給食共同調理場，函館市恵山学校給食共同調理場および函館市南茅部学校給食共同調理場を廃止し，ならびに函館市旭岡小学校親子学校給食共同調理場および函館市石崎小学校親子学校給食共同調理場の給食調理等を行う学校を変更するため